

令和6年4月8日
物流・自動車局保障制度参事官室

**自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰を
促進する自立訓練事業所の取組を支援します！
～令和6年度 社会復帰促進事業の公募開始～**

国土交通省は、自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰を促進する方策の検討を目的として、自立訓練事業所によるモデル事業を令和4年度より実施しているところ、令和6年4月8日（月）より、令和6年度にモデル事業を実施する自立訓練事業所の公募を開始します。

- 高次脳機能障害特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なりハビリテーションを受けることで社会復帰につながる可能性があります。一方、頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。また、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況も生じています。
- このため国土交通省では、自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰を促進する方策を検討することを目的として、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のないサポートの取組みを支援するモデル事業（社会復帰促進事業）を令和4年度に4地域、令和5年度に7地域にて実施しました。
- 今般、令和6年度にモデル事業を実施する自動車事故による高次脳機能障害者が利用する自立訓練事業所（機能訓練・生活訓練）を以下のとおり公募します。制度については別添をご参照下さい。
公募期間：令和6年4月8日(月) ～ 令和6年5月10日(金)
公募要領：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000165.html
- 令和4年度のモデル事業における自立訓練事業所の具体的な取組みを好事例集にとりまとめましたので、是非ご覧下さい。
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001727603.pdf>)

■ 問い合わせ先

○ 公募要領について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(社会復帰促進事業)

メールアドレス shakaifukki!koutsujiko-mlit.jp (!を@に置き換えて下さい)

電話：080-4853-7386

○ 制度及び好事例集について

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、福田

電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

<基本的な考え方>

- 以下に掲げる支援を組み合わせたモデル事業を実施することにより、**高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現**に向けた取り組みの検証を行う。

<補助対象>

- 自動車事故により高次脳機能障害を有する者が利用する自立訓練事業所(機能訓練、生活訓練)

ネットワーク構築支援

協力



急性期病院



自立訓練を提供する事業所等

病院の得意な点

高次脳機能障害に対する医学的な評価

事業所の得意な点

(病院での評価が難しい点)

病院から社会に出たときの評価

- 病院・事業所がそれぞれ得意とする観点から患者の評価を行い、協力した退院後のコーディネートを目指す。

相談ネットワークの構築を支援

自立訓練提供支援

自立訓練の実施



課題

高次脳機能障害に対応できる専門的知識を持つ職員を賃金水準の低さ等を要因として確保が困難

- 事業所等が専門的知識を有する者を確保して、自立訓練を提供する場合に係る経費を支援し、専門的知識を有する職員による事業実施を目指す。

専門的知識を持つ職員の確保を支援

地域連携支援

協力



自立訓練を提供する事業所等



地元の事業所

課題

地域において高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する社会資源の存在は限定的

- 高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する自立訓練を提供する事業所が地元の事業所等と連携することにより、地元での生活への円滑な移行を目指す。

地域ネットワークの構築を支援

高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備の支援スキーム

別添

基本的な考え方

- 予定している活動項目(①～③)に応じて、**支援体制の整備(基本項目)**と**実績見込みの設定(加算項目)**により年度当初の交付決定額を一旦決定。(中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。)
- 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰までの切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向け、最長6年間、国土交通省から事業実施にかかる経費の補助を行い、7年目以降は事業者による自主財源により事業を継続。

支援スキーム

基本項目【③は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要

活動項目	事業内容
①ネットワーク構築支援 【任意】	病院等とのネットワークを構築し、病院等と連携した高次脳機能障害の評価実施につながる取組みの実施
②自立訓練提供支援※ 【任意】	高次脳機能障害に合わせた自立訓練の提供
③地域連携支援	高次脳機能障害者の支援に係る専門的知識を有する者が事業所等に訪問する等地域との連携を図る取組みを実施

【①と③に係る上限額適用の要件】担当者(複数人の合計でも可)が週30時間以上勤務していること(週30時間未満は1/2)

加算項目【任意】

①ネットワーク構築支援実施

(訪問等した件数に応じて加算)

「訪問等件数」×「単価」(単価:1件あたり5万円)

②地域連携支援実施

(訪問等した件数に応じて加算)

「訪問等件数」×「単価」(単価:1件あたり5万円)

③ 研修、勉強会等開催・参加

・地域内の事業所職員育成等を目的とした研修の開催等

自立訓練提供支援の 具体的イメージ

- 求人情報の発信に係る経費
- 社会生活支援に向けて専門的知識を有する者の人件費支援

補助上限額(交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付)

1年目(補助上限額1,200万円(補助率10/10))

基本項目(③は必須)

パターン	上限額	パターン	上限額
③のみ	300万円	②・③	600万円
①・③	500万円	①・②・③	800万円

加算項目(任意)

パターン	上限額
①	100万円
②	100万円
③	50万円

スタートアップ加算

※モデル事業選定初年度の事業者を対象に基本項目上限額に20%を自動加算

2年目・3年目(上限1,000万円(補助率10/10))

基本項目(③は必須)

パターン	上限額	パターン	上限額
③のみ	300万円	②・③	600万円
①・③	500万円	①・②・③	800万円

加算項目(任意)

パターン	上限額
①	100万円
②	100万円
③	50万円

スタートアップ加算
※2年目はスタートアップ加算なし

4年目以降(上限1,000万円×調整計数)

基本項目(③は必須)

パターン	上限額	パターン	上限額
③のみ	300万円	②・③	600万円
①・③	500万円	①・②・③	800万円

加算項目(任意)

パターン	上限額
①	100万円
②	100万円
③	50万円

調整計数

4年目75% 5年目 50%
6年目25%の調整計数を事業費に乗算し、補助額を算出7年目以降は事業者の自主財源で実施